

## 第2章 地域の概況

### 第1節 社会的状況

#### 1. 人口及び産業の状況

##### (1) 行政区画の状況

調査区域には、「長野県飯田市」「長野県下伊那郡天龍村」の1市1村があります。このうち、合併前の旧・南信濃村（現・飯田市南信濃）、下伊那郡天龍村を以下「調査対象地域」と言います。

表 2.2.1 に調査対象地域の変遷を示します。

なお、行政区界を事業概要の図 1.1.1 に示します。

表 2.2.1 各市村の変遷

市村名	合併編入年月日	合併編入事項
飯田市南信濃	昭和35年4月1日	・下伊那郡遠山村と木沢村を廃し、新たに下伊那郡南信濃村を置く。
	平成17年10月1日	・下伊那郡上村とともに飯田市に編入される。
下伊那郡天龍村	昭和31年9月30日	・下伊那郡平岡村と神原村を廃し、新たに天龍村を置く。

注)：明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載しました。

出典：平成14年 長野県統計書（平成16年：長野県企画局情報政策課）

：長野県ホームページ「長野県の市町村合併の状況」

(<http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/gappei/>)

##### (2) 人口分布及び人口密度

調査対象地域及び長野県における人口の状況として国勢調査の結果を表 2.2.2 に示します。

県全体では人口が増加していますが、調査対象地域では人口が軒並み減少しております。

表 2.2.2 人口の状況

市村（県）名	面積 (平成12年)	人口			人口密度 (平成12年)
		平成2年	平成7年	平成12年	
飯田市南信濃	206.90 km <sup>2</sup>	2,822人	2,551人	2,370人	11.5人/km <sup>2</sup>
下伊那郡天龍村	109.53 km <sup>2</sup>	2,822人	2,445人	2,239人	20.4人/km <sup>2</sup>
長野県	13,585.22 km <sup>2</sup>	2,156,627人	2,193,984人	2,215,168人	163.1人/km <sup>2</sup>

注)：データは、総務省統計局「平成2、7、12年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

出典：平成2年国勢調査解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成4年：総務庁統計局)

：平成7年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成9年：総務庁統計局)

：平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成15年：総務省統計局)

### (3) 人口動態

調査対象地域及び長野県における5年毎の人口の経年変化を図 2.1.1 に示します。  
平成2年度からの経年変化は、調査対象地域において人口が減少しています。また、県全体では、平成2年度から人口が若干増加しています。

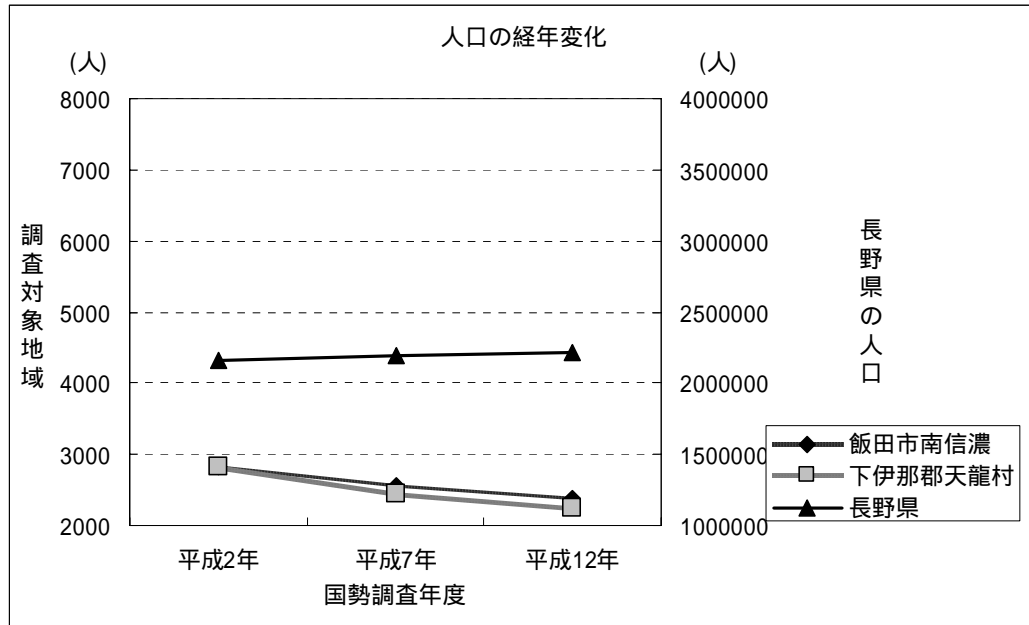


図 2.1.1 人口動態

### (4) 年齢別人口

調査対象地域及び長野県における年齢別人口の状況を表 2.2.3 に示します。  
年齢構成は、両市村ともに老人人口が生産者年齢人口より若干多い値となっています。また、県全体で比べると生産者年齢人口の割合が高くなっています。

表 2.2.3 年齢別人口

市村(県)名		年齢構成(平成17年4月)				
		年少人口 (14歳以下)	生産者年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)	年齢不詳	合計
飯田市	総数	175人	993人	1,013人	0人	2,181人
	割合	8.0%	45.5%	46.4%	0%	100%
下伊那郡 天龍村	総数	128人	904人	984人	0人	2,016人
	割合	6.3%	44.8%	48.8%	0%	100%
長野県	総数	318,780人	1,368,583人	516,150人	1,160人	2,204,673人
	割合	14.5%	62.1%	23.4%	0.1%	100%

注) : データは、長野県による平成17年4月調べのものです。

出典 : <http://www3.pref.nagano.jp/> (平成17年 : 長野県企画局情報政策課)

## (5) 集落の状況

調査対象地域及び長野県における5年毎の世帯数の状況を表 2.2.4 に示します。

調査対象地域では、概ね若干の減少を示しています。また、県全体では世帯数が増加しています。

表 2.2.4 世帯数

市村(県)名	世帯数		
	平成2年	平成7年	平成12年
飯田市南信濃	1,008世帯	965世帯	948世帯
下伊那郡天龍村	995世帯	939世帯	896世帯
長野県	655,332世帯	710,518世帯	755,840世帯

注) : データは、総務省統計局「平成2、7、12年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

出典 : 平成2年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成4年 : 総務庁統計局)

: 平成7年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成9年 : 総務庁統計局)

: 平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.2 都道府県の人口 その20 長野県の人口

(平成15年 : 総務省統計局)

## (6) 主な産業

調査対象地域及び長野県の平成2、7、12年の産業別就業人口を表 2.2.5 に示します。調査対象地域及び長野県においては、主に第2次産業就業人口と第3次産業就業人口により産業人口が構成されており、平成2年から平成12年までの経年変化をみると、第1次産業人口及び第2次産業人口は減少傾向にあり、第3次産業人口については天龍村を除き増加傾向にあります。

表 2.2.5 産業別就業人口

市村(県)名	年次	就業人口				合計
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	
飯田市南信濃	平成12年	31人	544人	541人	1人	1,117人
		2.8%	48.7%	48.4%	0.1%	100%
	平成7年	183人	633人	532人	1人	1,349人
		13.6%	46.9%	39.4%	0.1%	100%
	平成2年	159人	790人	507人	1人	1,457人
		10.9%	54.2%	34.8%	0.1%	100%
下伊那郡天龍村	平成12年	138人	471人	494人	1人	1,104人
		12.5%	42.7%	44.7%	0.1%	100%
	平成7年	161人	579人	524人	—	1,264人
		12.7%	45.8%	41.5%	0.0%	100%
	平成2年	202人	681人	553人	—	1,436人
		14.1%	47.4%	38.5%	0.0%	100%
長野県	平成12年	134,545人	421,450人	639,860人	4,426人	1,200,281人
		11.2%	35.1%	53.3%	0.4%	100%
	平成7年	155,541人	441,997人	619,478人	1,309人	1,218,325人
		12.8%	36.3%	50.8%	0.1%	100%
	平成2年	166,617人	447,276人	559,293人	918人	1,174,104人
		14.2%	38.1%	47.6%	0.1%	100%

注) : データは、総務省統計局「平成2、7、12年国勢調査報告」の各年10月1日現在のものです。

: 合計には、分類不能も含まれます。また、%は小数点第2位で四捨五入したものです。

: —は、該当のないものです。

出典 : 平成2年国勢調査報告 第3巻 その2 都道府県・市区町村編 20 長野県

(平成4年 : 総務庁統計局)

: 平成7年国勢調査報告 第3巻 その2 都道府県・市区町村編 20 長野県

(平成9年 : 総務庁統計局)

: 平成12年国勢調査報告 第3巻 その2 都道府県・市区町村編 20 長野県

(平成14年 : 総務省統計局)

(7) 産業構造

調査対象地域及び長野県における平成12年の産業大分類別就業人口を表 2.2.6 に示します。

産業大分類別就業人口で見ると、第1次産業では、下伊那郡天龍村は農業の就業人口の構成割合が高く、飯田市南信濃は第1次産業の割合が特に低いですが、その中では林業の割合が比較的高くなっています。第2次産業では、両市村とも建設業、製造業の割合が高く、特に建設業は県の割合と比較し、1割程度高い割合を示しています。第3次産業では、長野県、両市村ともにサービス業、卸売・小売業、飲食店の構成割合が高くなっています。

表 2.2.6 産業大分類別就業人口

産業分類	飯田市南信濃		下伊那郡天龍村		長野県		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
第1次産業	農業	9人	0.8%	128人	11.6%	132,037人	11.0%
	林業	17人	1.5%	10人	0.9%	2,157人	0.2%
	漁業	5人	0.4%	—	—	351人	0.0%
	小計	31人	2.8%	138人	12.5%	134,545人	11.2%
第2次産業	鉱業	33人	3.0%	36人	3.3%	1,252人	0.1%
	建設業	242人	21.7%	230人	20.8%	126,694人	10.6%
	製造業	269人	24.1%	205人	18.6%	293,504人	24.5%
	小計	544人	48.7%	471人	42.7%	421,450人	35.1%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3人	0.3%	27人	2.4%	6,704人	0.6%
	運輸・通信業	26人	2.3%	36人	3.3%	51,711人	4.3%
	卸売・小売業、飲食店	157人	14.1%	114人	10.3%	225,866人	18.8%
	金融・保険業	13人	1.2%	5人	0.5%	24,557人	2.0%
	不動産業	1人	0.1%	1人	0.1%	6,498人	0.5%
	サービス業	291人	26.1%	248人	22.5%	290,465人	24.2%
	公務	50人	4.5%	63人	5.7%	34,059人	2.8%
	小計	541人	48.4%	494人	44.7%	639,860人	53.3%
その他	1人	0.1%	1人	0.1%	4,426人	0.4%	
総計	1,117人	100.0%	1,104人	100.0%	1,200,281人	100.0%	

注) : データは、総務省統計局「平成12年国勢調査報告」の10月1日現在のものです。また、構成比は全体総計に対するもので、%は小数点第2位で四捨五入したものです。

: —は、該当のないものです。

出典 : 平成14年長野県統計書 (平成16年 : 長野県企画局情報政策課)

(8) 工業出荷額

調査対象地域及び長野県における平成15年の製造品出荷額を表 2.2.7 に示します。

長野県においては電子・情報等が大きな出荷額となっています。

なお、調査対象地域では食料、木材、土石、電機・電子の各製造品出荷額が該当しますが、飲料・繊維・衣服・家具・紙・印刷・化学・石油・プラスチック・ゴム・皮・鉄鋼・非鉄・金属・機械・情報・輸送・精密・その他が該当無しとなっています。

表 2.2.7 製造品出荷額

	飯田市南信濃	下伊那郡天龍村	長野県
食料	X	X	47,017,882万円
飲料	—	—	18,579,587万円
繊維	—	—	699,417万円
衣服	—	—	1,541,867万円
木材	X	—	4,267,912万円
家具	—	—	3,358,752万円
紙	—	—	6,893,966万円
印刷	—	—	8,358,686万円
化学	—	—	10,559,928万円
石油	—	—	824,185万円
プラスチック	—	—	14,486,538万円
ゴム	—	—	1,484,163万円
皮	—	—	1,033,654万円
土石	45,100万円	—	10,153,725万円
鉄鋼	—	—	2,853,973万円
非鉄	—	—	6,850,231万円
金属	—	—	18,184,063万円
機械	—	—	70,652,248万円
電機	X	X	69,819,798万円
情報	—	—	82,902,991万円
電子	X	—	89,711,044万円
輸送	—	—	34,242,746万円
精密	—	—	27,949,213万円
その他	—	—	4,487,176万円
合計	122,515万円	11,907万円	536,913,745万円

注) : データは、経済産業省「工業統計調査」の平成15年12月調べのもの。

: —は、該当のないものです。x は、数字が秘匿されているものです。

: 値は、千の位で四捨五入したものです。

出典 : <http://www3.pref.nagano.jp/> (平成17年 : 長野県企画局情報政策課)

## 2. 交通の状況

調査区域における交通体系の状況を図 2.1.2 に示します。

調査区域には一般国道418号及び一般国道152号が通過します。

なお、主要地方道、一般県道及び鉄道は、調査区域を通過しません。

また、全国道路交通情勢調査（道路交通センサス：平成11年度）による交通量は、表 2.2.8 に示すとおりです。

表 2.2.8 交通量の状況

路線名	区間番号	観測地点	12時間交通量		24時間交通量	
			平日	休日	平日	休日
一般国道418号	1295	飯田市南信濃名古山546-3	843台	460台	1,071台	511台
一般国道152号	1176	飯田市南信濃尾の島	437台	388台	551台	485台
一般国道152号	51176	—	—	—	—	—

注)：一般国道152号：区間番号51176は、通行不能区間です。

出典：平成11年度道路交通センサス報告書（平成11年：国土交通省）

### 3. 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

調査対象地域及び長野県の土地利用の状況を表 2.2.9 に、調査区域の土地利用を図 2.1.3 に示します。

土地利用は、山林の割合が多い状況になっています。

このうち実施区域は、針葉樹、広葉樹からなる林地等により占められています。

表 2.2.9 地目別土地利用状況 単位：上段千m<sup>2</sup> 下段（ ）%

地目地区	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	その他
飯田市 南信濃	206,900	388	1,468	454	0	20	77,184	—	7,457	119,927
	(100.0%)	(0.2%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.1%)	(37.3%)	(—)	(3.6%)	(58.0%)
下伊那郡 天龍村	109,530	517	1,143	463	0	1,382	57,258	—	965	47,802
	(100.0%)	(0.5%)	(1.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(1.3%)	(52.3%)	(—)	(0.9%)	(43.6%)
長野県	13,585,220	676,421	740,685	484,675	10	35,883	6,420,319	24,006	983,879	4,219,331
	(100.0%)	(5.0%)	(5.5%)	(3.6%)	(0.0%)	(0.3%)	(47.3%)	(0.2%)	(7.2%)	(31.1%)

注)：このデータは平成16年1月調べのものです。

：—は、該当のないものです。

：（ ）内数値は、総面積に占める各地目の割合です。

出典：平成16年版 ながの県勢要覧（平成17年：長野県企画局情報政策課）

#### (2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和49年：法律第92号）に基づき計画された長野県土地利用基本計画による地域の状況を図 2.1.4 (1)～(2) に示します。

調査区域においては、概ね森林地域となっており、また、一部農業地域が主に河川に沿っています。

なお、実施区域内には都市地域、自然公園地域はありません。

#### 4. 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

環境保全についての配慮が必要な施設としての対象（学校、病院、福祉施設等）の選定は、騒音規制法や振動規制法により保全対象となっている教育施設（学校及び図書館等）、医療施設（病院及び診療所）、社会福祉施設（保育所及び特別養護老人ホーム等）としました。

調査区域には、学校、病院、社会福祉施設は分布していません。



## 5. 水域の利用状況

### (1) 河川、湖沼及び地下水の利用

調査対象地域における河川、湖沼、地下水等からの年間取水量（簡易水道）の状況を表 2.2.10 に、調査区域の取水源の分布状況を図 2.1.5 に示します。

調査区域での取水源として、湧水が多く利用されている状況です。

表 2.2.10 利水の状況

種類	事業主体・名称	年間取水量 (m <sup>3</sup> )										
		ダム	湖沼	河川	伏流水	浅井戸		深井戸		湧水 その他	受水	計
						本		本				
簡易水道	飯田市南信濃 和田	—	—	21,192	—	2	42,383	—	—	148,342	—	211,917
	飯田市南信濃 名古屋山	—	—	9,251	—	—	—	—	—	—	—	9,251
	飯田市南信濃 十原	—	—	—	—	—	—	—	—	3,200	—	3,200
	飯田市南信濃 八重河内	—	—	—	—	—	—	1	20,226	—	—	20,226
	下伊那郡天龍村 平岡	—	—	204,400	—	—	—	—	—	—	—	204,400

注) : —は、該当のないものです。

出典：平成15年度 長野県の水道（平成16年3月31日現在：長野県水道協議会）

(2) 水面利用の状況

長野県（天竜川水系）における河川の漁獲の状況を表 2.2.1.1、調査区域における漁業権の設定状況を図 2.1.6 に示します。

調査区域には、天竜川水系が流れており、その内水面の魚種別漁獲量をみますと、「さけ・ます類」や「あゆ」が主な漁獲となっています。

また調査区域においては、八重河内川、梶谷川、遠山川、小嵐川に漁業権が設定されています。

表 2.2.1.1 漁獲の状況

単位：t

河川	総数	魚類								
		さけ・ます類	わかさぎ	あゆ	こい	ふな	うぐい	おいかわ	うなぎ	その他
長野県 (天竜川水系)	162	62	—	47	20	2	19	10	0	1

注)：参考に、長野県（天竜川水系）における内水面漁獲状況を示します。

：—は、該当のないものです。

出典：平成14年長野県統計書（平成16年：長野県企画局情報政策課）

## 6. 環境整備の状況

### (1) 上水道

調査対象地域における上水道の整備の状況を表 2.2.12 に示します。

調査区域には簡易水道が整備されており、飯田市南信濃では計画給水人口が給水区域内の人口を満足しています。

表 2.2.12 上水道の状況

種類	事業主体・名称	給水人口（人）			普及率（%）
		計画	給水区域内	現在	
簡易水道	飯田市南信濃	2,270	2,231	1,974	88.5
	下伊那郡天龍村	1,980	2,070	1,600	77.3

出典：平成15年度 長野県の水道（平成16年3月31日現在：長野県水道協議会）

### (2) 下水道

調査対象地域及び長野県における下水道の整備の状況を表 2.2.13 に示します。

下水道の普及率は飯田市南信濃、下伊那郡天龍村共に県全体に比べ低い状況にあります。

表 2.2.13 下水道の状況

市村（県）名	総人口（千人）	処理人口（千人）	総人口普及率（%）
飯田市南信濃	2.2	1.5	67.1
下伊那郡天龍村	2.1	1.6	75.2
長野県	2,200.9	1,864.7	84.7

注）：総人口及び処理人口は平成15年3月31日現在。

出典：平成16年版 ながの県勢要覧（平成17年：長野県企画局情報政策課）における、汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティ・プラント）による。

### (3) 廃棄物処理

調査区域には産業廃棄物処理場、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場及び処理施設はありません。

#### (4) 公害の苦情の状況

長野県における最近3年間の苦情件数の状況を表 2.2.14 に示します。

最近3年間の苦情件数総計は、ほぼ横ばいの傾向にあり、苦情件数では大気汚染が一番多く、次いで水質汚濁、悪臭となっています。

なお、飯田市南信濃、下伊那郡天龍村ともに、平成13～15年度の公害の苦情は挙がっていません。

表 2.2.14 公害の苦情件数：長野県

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H15	738	489	21	204	15	0	354	771	2,592
H14	593	426	11	183	8	0	311	658	2,190
H13	806	512	18	191	9	0	322	564	2,422

出典：平成16年版環境白書（平成17年：長野県）

## 7. 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染防止法による規制地域の状況

調査区域には、「大気汚染防止法」(昭和43年：法律第97号)第5条の2第1項に規定する総量規制基準に係る規制地域はありません。

### (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に係る対策地域の状況

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年：法律第70号)第6条第1項に規定する特定地域はありません。

### (3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に係る沿道整備道路の状況

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年：法律第34号)第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

### (4) 自然公園法等に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園区域

調査区域には、「自然公園法」(昭和32年：法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園はありません。

また、「自然公園法」(昭和32年：第161号)第59条の規定に基づき、長野県内にあるすぐれた風景地で、知事が長野県立自然公園として指定し、保護とその適正な利用が図られるように、規制又は施設に関する計画のことを定めた長野県立自然公園条例(昭和35年：長野県条例第22号)が制定されていますが、それらの指定区域はありません。

### (5) 自然環境保全法等に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」(昭和47年：法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域はありません。

なお、「自然環境保全法」(昭和47年：法律第85号)第45条の規定に基づき、現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、住みよい県土の実現に資するよう知事が自然環境保全地域として指定し、その区域内に特別地区を指定し、その特別地区内における行為を規制することを定めた長野県自然環境保全条例(昭和46年：長野県条例第35号)が制定されていますが、同条例第7条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域及び同条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域の指定区域はありません。

- (6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産、自然遺産の区域**  
調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年:条約第7号)第11条2の世界遺産の一覧に記載された文化遺産、自然遺産の区域はありません。
- (7) **都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の地域**  
調査区域には、「都市緑地法」(昭和48年:法律第72号)第5条第1項の規定による緑地保全地域、第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区(または改正前の都市緑地保全法第3条の規定による緑地保全地区)はありません。
- (8) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく  
生息地等保護区の区域**  
調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年:法律第75号)第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区はありません。
- (9) **鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の区域**  
調査区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年:法律第88号)第28条の規定により指定された鳥獣保護区等はありません。
- (10) **特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地**  
調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年:条約第28号)第2条1の規定により指定された湿地の区域はありません。

(11) 文化財保護法等に基づく重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区、

史跡名勝天然記念物等の指定状況及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況

調査区域には、「文化財保護法」（昭和25年：法律第214号）、県及び各市村の条例により指定された文化財が存在します。表 2.2.15 (1)、(2) に指定状況を、位置を図 2.1.7 に示します。

なお、埋蔵文化財包蔵地は、飯田市南信濃及び下伊那郡天龍村にはありません。

表 2.2.15 (1) 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

所在		指定	種別	番号	名称	指定年月日
長野県	飯田市南信濃	国	重要無形民俗文化財	1	遠山の霜月祭（諏訪神社）	S 54.2.3
長野県	飯田市南信濃		重要無形民俗文化財	2	遠山の霜月祭（正八幡神社）	
長野県	飯田市南信濃		重要無形民俗文化財	3	遠山の霜月祭（遠山天満宮）	
長野県	飯田市南信濃	市	有形文化財	1	梁木島番所跡	S 63.6.1
長野県	飯田市南信濃		史跡	2	青崩峠	H 11.12.22

出典：長野県文化財目録（平成15年：長野県教育委員会）

：各市村教育委員会資料

表 2.2.15 (2) 地域を定めず指定された文化財

所在		指定	種別	名称	指定年月日
長野県	長野県	国	無形民俗文化財	下伊那のかけ踊	H 11.12.3
				正月行事	S 29.11
				年齢階梯制	S 29.11
				中馬制	S 29.11
				長野県下の代表的民家の間取・使い方	S 36.3
				信濃の火鑽習俗	S 52.6.1
				盆行事	S 52.6.1
	飯田市南信濃 下伊那郡天龍村	県	無形民俗文化財	南信州の柚餅子	H 12.3.15
	飯田市南信濃			遠山郷の二度芋の味噌田楽	H 14.3.14
	長野県	市	無形民俗文化財	味の文化財 手打ちソバ、焼き餅、御幣餅、スunki漬、 野沢菜漬	S 58.7.13
	飯田市南信濃			此田神楽	H 11.12.22
	全国	国	特別天然記念物	カモンカ ライチョウ	S 30.2.15
			天然記念物	柴犬	S 11.12.16
				ヤマネ	S 50.6.26
	長野県	県	天然記念物	イヌワシ	S 40.5.12
				オオイチモンジ	S 50.2.24
				クモツマキチョウ	
				クモバベニヒカゲ	
				コヒオドシ	
				タカネキマダラセセリ	
タカネヒカゲ					
ベニヒカゲ					
ミヤマシロチョウ				S 50.11.4	
ミヤマモンキチョウ					
ヤリガタケシジミ					
ホンシュウモモンガ	S 60.7.29				
ホンドオコジョ					
ブッポウソウ					
			ヤツガシラ		

出典：長野県文化財目録（平成15年：長野県教育委員会）

：各市村教育委員会資料

**(12) 都市計画法に基づく風致地区の区域**

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年：法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域はありません。

**(13) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況**

調査区域には、「都市計画法」（昭和43年：法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域は指定されていません。

**(14) 景観法に基づく景観計画区域、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要建築物、景観重要樹木の指定状況**

調査区域には、「景観法」（平成16年：法律第110号）第8条第2項第1号の規定による景観計画区域、同第5号の規定による景観重要公共施設の整備に関する事項、第19条第1項の規定による景観重要建築物、第28条第1項の規定による景観重要樹木は指定されていません。

**(15) 大気汚染に係る環境基準**

大気汚染については、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年：環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年：環境庁告示第38号）及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年：環境庁告示第4号）により、9物質の環境基準が定められています。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって定められています。

大気汚染に係る環境基準を表 2.2.16 に示します。



表 2.2.16 大気汚染に係る環境基準について

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H9.2.4告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H13.4.20告示)	
ダイオキシン類	1年平均値が、0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H14.7.22告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

- ：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- ：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- ：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- ：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：大気汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日：環境庁告示第25号）（改正昭48環告35・昭53環告38・昭56環告47・平8環告73）

：二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日：環境庁告示第38号）（改正平8環告74）

：ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日：環境庁告示第4号）（改正平13環告30）

：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月18日：環境庁告示第68号）（改正平14環告40）

#### (16) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年：環境庁告示第59号）により、26項目の「人の健康の保護に関する環境基準」、5項目の「生活環境の保全に関する環境基準」が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって、それぞれ表2.2.17(1)、(2)のとおり定められています。「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に等しい基準が適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は水域類型毎に定められた基準が適用されます。

また、地下水については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）により、26項目の「人の健康の保護に関する環境基準」が、また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年：法律第105号）第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年：環境庁告示第68号）によって、定められています。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2.2.17(3)に示します。

調査区域内の類型指定の状況を以下表2.2.17(4)及び図2.1.8に示します。

表 2.2.17 (1) 水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1 (省略) に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2 (省略) に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3 (省略) に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表4 (省略) に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表5 (省略) の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5 (省略) の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格 K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1,43.2.3又は43.2.5に定める方法,亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表6 (省略) に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7 (省略) に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格 K0312に定める方法

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1,43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注)：付表は省略する。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日：環境庁告示第59号）（改正昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123）  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日：環境庁告示第68号）（改正平14環告46）

表 2.2.17 (2) 水質汚濁に係る環境基準について

生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの。	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの。	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：基準値は、日間平均値とする。

：農業用水利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする。

注)：自然環境保全\_自然探勝等の環境保全

：水道1級\_ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

：水道2級\_沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

：水道3級\_前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

：水産1級\_ヤマメ,イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

：水産2級\_サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

：水産3級\_コイ,フナ等,β-中腐水性水域の水産生物用

：工業用水1級\_沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

：工業用水2級\_薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

：工業用水3級\_特殊の浄水操作を行うもの

：環境保全\_国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日：環境庁告示第59号)(改正昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123)

表 2.2.17 (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2 及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	付表1 (省略) に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2 (省略) に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3 (省略) に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2に定 める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める 方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める 方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める 方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	付表4 (省略) に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	付表5 (省略) の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5 (省略) の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める 方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1,43.2.3又は 43.2.5に定める方法,亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は付表6 (省略) に掲げ る方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7 (省略) に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格K0312に定める方法

備考：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43. 2. 1,43. 2. 3又は43. 2. 5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注)：付表は省略する。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日：環境庁告示第10号) (改正平11環告16)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日：環境庁告示第68号) (改正平14環告46)

表 2.2.17 (4) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準) の類型指定水域

水系	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
天竜川	遠山川 (全域) (上村川を含む。)	A A	イ	H10.2.5.

注) 達成期間の区分は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定 (平成10年2月5日：長野県告示第60号)

#### (17) 土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年：法律第91号)第16条に基づく土壤の汚染に係る環境基準については、「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年：環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年：法律第105号)第7条に基づく環境基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年：環境庁告示第68号)によって定められています。

土壤の汚染に係る環境基準について、表 2.2.18 に示します。

表 2.2.18 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下 農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1(省略)に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2(省略)に掲げる方法）
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下 農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1(省略)に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2(省略)及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3(省略)に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3(省略)に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法
チラウム	0.006mg/ℓ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4(省略)に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5(省略)の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5(省略)の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6(省略)に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7(省略)に掲げる方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法



備考：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表(省略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg及び3 mgとする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

：ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日：環境庁告示第46号）（改正平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16）  
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日：環境庁告示第68号) (改正平14環告46)

(18) 騒音に係る環境基準

騒音については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年：環境庁告示第64号）により、地域の環境基準類型及び時間の区分毎に環境基準が定められています。騒音に係る環境基準を表 2.2.19 (1)～(3) に示します。

なお、調査区域には、騒音の環境基準の類型指定地域はありません。

表 2.2.19 (1) 騒音に係る環境基準について

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

- 注) : 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- : A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
  - : Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
  - : Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
  - : Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.2.19 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとした。

表 2.2.19 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間の特例値）

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下

備考：個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

- 注) : 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により範囲が特定される空間をいう。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路。15メートル
  - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路。20メートル

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日：環境庁告示第64号）

(19) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況

調査区域には、「環境基本法」(平成5年：法律第91号)第17条第3項の規定により指定された公害防止計画の策定地域はありません。

(20) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度及び指定地域の状況

「騒音規制法」(昭和43年：法律第98号)第17条第1項の規定により、自動車騒音の限度が区域の区分及び時間の区分毎に定められています。自動車騒音の限度を表2.2.20に示します。

なお、調査区域には、自動車騒音の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.2.20 自動車騒音の限度を定める総理府令(要請限度)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

注)：第 a 種区域：専ら住居の用に供される区域

：第 b 種区域：主として住居の用に供される区域

：第 c 種区域：担当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日：総理府令第15号)

(21) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年：法律第98号)第14条第1項及び第15条第1項に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年：厚生省・建設省告示第1号)により表2.2.21(1)のように定められています。

また、区域の区分については、長野県告示により表2.2.21(2)のように定められています。

なお、調査区域に都道府県知事の定める区域の指定はありません。

表 2.2.21 (1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

作業の種類	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業期間	作業禁止日
特定建設作業 くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	85dB以下	第1号区域 午後7時～翌日午前7時 第2号区域 午後10時～翌日午前6時	第1号区域 10時間以内 第2号区域 14時間以内	6日以内	日曜日 休日

備考：騒音レベルは特定建設作業もしくは建設作業の敷地の境界線におけるものである。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日：厚生省、建設省告示第1号)

表 2.2.21 (2) 騒音規制法に基づく区域の区分(長野県)

区分	地域
第1号区域	ア第1種区域及び第2種区域 イ第3種区域及び第4種区域のうち学校、保健所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

出典：長野県告示第97号(昭和50年2月27日：長野県)

(22) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度及び指定地域の状況

「振動規制法」(昭和51年：法律第64号)第16条第1項の規定により、道路交通振動の限度が区域の区分毎及び時間の区分毎に定められています。道路交通振動の限度を表2.2.22に示します。

なお、調査区域には、道路交通振動の限度が適用される地域の指定はありません。

表 2.2.22 道路交通振動に係る限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～午前7時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考：表中の値は、80%レンジ上端値(L<sub>10</sub>)を示す。

出典：道路交通振動に係る要請限度(昭和51年11月10日：総理府令第58号)  
長野県告示第683号(昭和52年12月26日：長野県)

(23) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準の状況

「振動規制法」(昭和51年：法律第64号)第15条第1項に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)により表2.2.23(1)のように定められています。

また、区域の区分については、長野県告示により表2.2.23(2)のように定められています。なお、調査区域に都道府県知事の定める区域の指定はありません。

表 2.2.23 (1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規則に関する基準

作業の種類		振動レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業期間	作業禁止日
特定建設作業	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業	75dB以下	第1号区域 午後7時～翌日午前7時	第1号区域 10時間以内	6日以内	日曜日 休日
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
	舗装版破砕機を使用する作業		第2号区域 午後10時～翌日午前6時	第2号区域 14時間以内		
	ブレーカーを使用する作業					

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日：総理府令第58号)

表 2.2.23 (2) 振動規制法に基づく区域の区分(長野県)

区分	地域
第1号区域	ア 第1種区域 イ 第2種区域のうち、学校、保健所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル区域内
第2号区域	第2種区域のうち上記以外の区域

出典：長野県告示第683号(昭和52年12月26日：長野県)

**(24) 水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定により指定された地域**

調査区域に「水質汚濁防止法」(昭和45年：法律第138号)第4条の2第1項の規定により指定された指定水域、指定地域はありません。

**(25) 水産資源保護法第15条第1項の規定により指定された地域**

調査区域に「水産資源保護法」(昭和26年：法律第313号)第15条第1項の規定により指定された保護水面はありません。

**(26) 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項及び第2項の規定により指定された湖沼及び地域**

調査区域に「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年：法律第61号)第3条第1項の規定により指定された指定湖沼、及び、同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

(27) 水質汚濁防止法に基づく排水基準の内容

「水質汚濁防止法」(昭和45年：法律第138号)第3条第1項の規定により、特定施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態に対し、有害物質及びその他の項目について排水基準が定められています。排水基準を表2.2.24(1)、(2)に示します。

表 2.2.24 (1) 排水基準 (有害物質)

項目	許容限度	備考
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l	1「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年：政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年：法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場にかかる排出水については、当分の間、適用しない。
シアン化合物	1mg/l	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/l	
鉛及びその化合物	0.1mg/l	
六価クロム化合物	0.5mg/l	
砒素及びその化合物	0.1mg/l	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/l	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
P C B	0.003mg/l	
ジクロロメタン	0.2mg/l	
四塩化炭素	0.02mg/l	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l	
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l	
トリクロロエチレン	0.3mg/l	
テトラクロロエチレン	0.1mg/l	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l	
チウラム	0.06mg/l	
シマジン	0.03mg/l	
チオベンカルブ	0.2mg/l	
ベンゼン	0.1mg/l	
セレン及びその化合物	0.1mg/l	
ほう素及びその化合物	10mg/l (海域以外) 230mg/l (海域)	
ふっ素及びその化合物	8mg/l (海域以外) 15mg/l (海域)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素× 0.4+亜硝酸性窒素+ 硝酸性窒素 100mg/l	

備考：本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、別表1(省略)に掲げる暫定排水基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令(昭和46年6月21日：総理府令第35号)

表 2.2.24 (2) 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

(生活環境に関する項目)

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6 (海域以外) 5.0~9.0 (海域)	1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼にあって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき、9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらが流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/ℓ	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/ℓ	
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150) mg/ℓ	
n-ヘキサン抽出物質含有量	5mg/ℓ	
鉱油類含有量	5mg/ℓ	
動植物油脂類含有量	30mg/ℓ	
フェノール類含有量	5mg/ℓ	
銅含有量	3mg/ℓ	
亜鉛含有量	5mg/ℓ	
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	
クロム含有量	2mg/ℓ	
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/ℓ	
燐含有量	16 (日間平均8) mg/ℓ	

注) 1.備考6及び7の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」とは別表第2 (省略) に掲げる湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域とする。

2.本表による適用に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については別表3 (省略) に掲げる基準の適用を受けるものとする。

出典：排水基準を定める省令 (昭和46年6月21日：総理府令第35号)



## (28) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の設定状況

「水質汚濁防止法」(昭和45年：法律第138号)第3条第3項に基づく上乗せ排水基準は、「公害の防止に関する条例」(長野県条例第16条別表第1)において、「有害物質」等について定められています。このうち、長野県区域全体に適用される「有害物質」についての上乗せ排水基準を表 2.2.25 に示します。

表 2.2.25 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準

(有機物質)

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	備考
0.05mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.3mg/ℓ	0.003mg/ℓ	1.この表の基準は、県区域全体に適用する。 2.この表の基準は、昭和54年10月31日において既設又は設置工事中の500m <sup>3</sup> /日未満の工場又は事業場には適用しない。

出典：公害の防止に関する条例(昭和48年：長野県)

## (29) 悪臭防止法に基づく規制基準及び指定地域の状況

「悪臭防止法」(昭和46年：法律第91号)第4条第1項の規定により、知事により悪臭物質の規制基準が区域の区分毎に定められています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況を表 2.2.26 (1) に示します。

また、同法は平成7年に一部改正され、同法第4条第2項の規定により知事が自然的、社会的条件から判断して同法第4条第1項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出について、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、規制基準を定められており、その制度の導入を行っています。敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況を表 2.2.26 (2) に示します。

調査区域には、悪臭物質の両規制基準が適用される地域の指定はありません。

表 2.2.26 (1) 悪臭に係る規制基準（悪臭物質：長野県）

悪臭物質の名称	敷地境界の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水	備考
	第1地域	第2地域				
アンモニア	2ppm	5ppm	○	○		1この表に掲げる悪臭物質の測定方法は昭和47年環境庁告示第9号（平成8年環境庁告示第4号改正現在）に定める方法とする。
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○	
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○	2昭和50年3月10日県告示第114号によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質の規制基準を設定した。
硫化メチル	0.05	0.2	○		○	
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○		3昭和54年2月13日県告示第84号により、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質の規制基準を追加した。
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○	
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○			4平成3年2月28日県告示第161号により、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質の規制基準を追加した。
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○		5平成7年2月23日県告示第140号により、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの10物質に規制基準を追加した。（平成7年4月1日施行）
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○		6同告示により、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質を排水中の規制基準を追加した。（平成7年4月1日施行）
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○		
イソブタノール	0.9	4	○	○		
酢酸エチル	3	7	○	○		
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○		
トルエン	10	30	○	○		
キシレン	1	2	○	○		
スチレン	0.8	2	○			
プロピオン酸	0.07	0.2	○			
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○			
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○			
イソ吉草酸	0.004	0.01	○			

出典：悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定（昭和50年：長野県告示第114号）

表 2.2.26 (2) 悪臭に係る規制基準（臭気：長野県）

	敷地境界線における規制基準	
	第1地域	第2地域
臭気指数の範囲	10～15	12～18

出典：悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制の基準等（平成9年：長野県環境審議会答申）

### (30) 森林法に基づく保安林

調査区域には、「森林法」（昭和26年：法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林（水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び干害防備保安林）があります。これら保安林を図 2.1.9 に示します。

なお、実施区域には、土砂流出防備保安林の指定区域があります。

### (3 1) 砂防法に基づく砂防指定地の指定状況

調査区域における「砂防法」(明治30年：法律第29号)第2条に基づく砂防指定地の状況を図 2.1.10 に示します。

実施区域には小嵐付近に1カ所の指定区域があります。

### (3 2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査区域における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年：法律57号)第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 2.1.10 に示します。

調査区域には、急傾斜崩壊危険区域が西山や尾之島、和田の集落近傍に存在しますが、実施区域にはありません。

### (3 3) 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

調査区域における「地すべり等防止法」(昭和33年：法律第30号)第3条第1項に基づく地すべり防止区域の指定状況を図 2.1.10 に示します。

実施区域には地すべり防止区域に指定された指定区域(柿平付近)があります。

### (3 4) その他の法令による指定及び規制状況

#### 1) 長野県希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区の指定状況

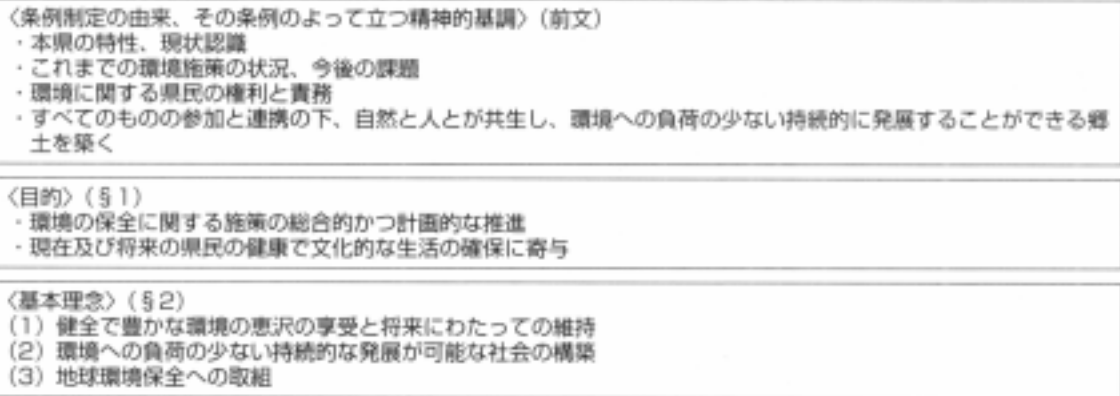
調査区域に「長野県希少野生動植物保護条例」(平成15年：長野県条例第32号)第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区はありません。

## 8. 地域の環境に係る方針等の状況

### (1) 長野県環境基本条例

長野県では、今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に長野県環境基本条例が制定されました。長野県環境基本条例では、社会の全ての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針などを定めています。長野県環境基本条例の体系を図 2.1.1.1 に示します。

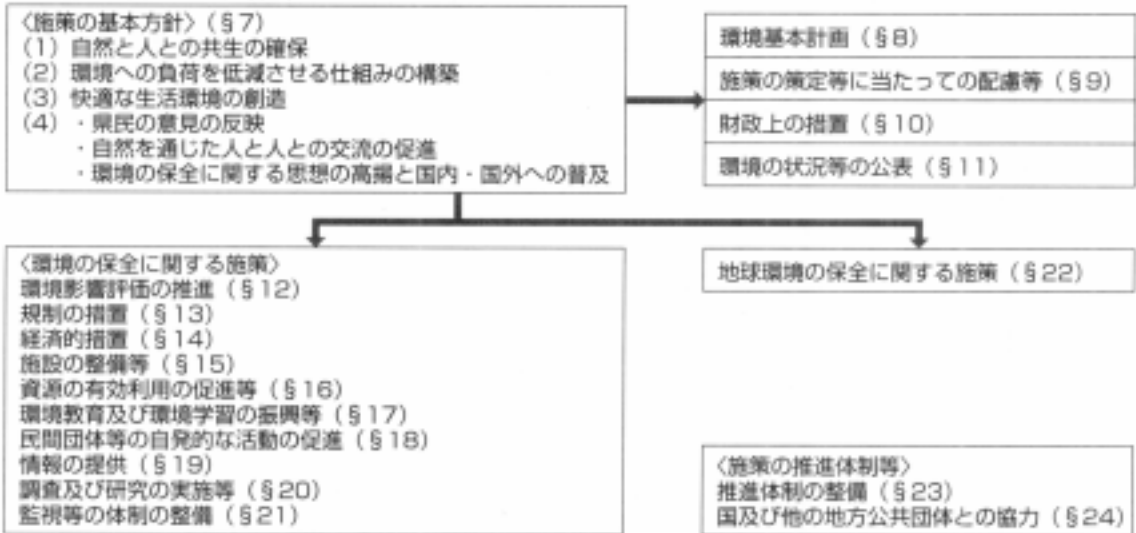
#### I 前文、目的及び基本理念



#### II 責務



#### III 環境の保全に関する基本的施策



#### IV 長野県環境審議会(§25~§33)

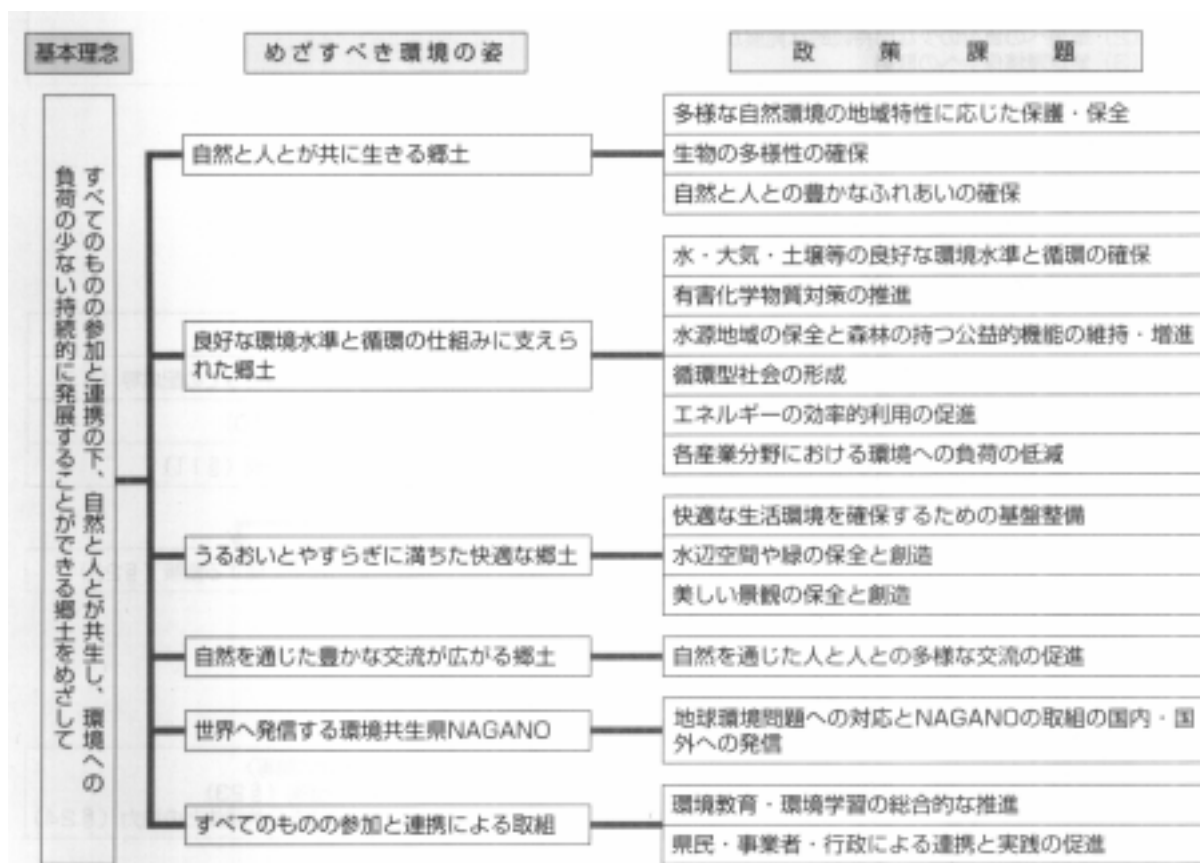
出典：平成16年版環境白書（平成17年：長野県）

図 2.1.1.1 長野県環境基本条例の体系

## (2) 長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、「環境基本条例」（平成8年：長野県条例第13号）第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本として平成9年2月に策定されました。その後、新たに生じたダイオキシン等の有害化学物質問題や循環型社会形成、地球温暖化問題などの課題や社会情勢の変化に対応するため、平成13年2月に改定を行いました。長野県環境基本計画の体系を図 2.1.1 2 に示します。

また、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くためには、県民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、それぞれが進んで環境問題に取り組むことが必要であるとして、それぞれの主体が自発的に環境問題に取り組めるようにガイドラインとして187項目の具体的な「行動指針」が示されています。



出典：平成16年版環境白書（平成17年：長野県）

図 2.1.1 2 長野県環境基本計画の体系

## (3) 各市村の環境基本条例

「飯田市環境基本条例」（平成9年：飯田市条例第1号）では、環境の保全及び創造に関する基本的施策として、施策の基本方針等、環境の保全及び創造に関する施策、地球環境の保全に関する施策、施策の推進体制等について定められています。

下伊那郡天龍村では、環境基本条例を制定していません。

#### (4) 各市村の環境基本計画

飯田市環境基本計画は、平成8年度に「21世紀いいだ環境プラン」として策定され、平成13年度に見直しされています。平成14年度からは、市民・事業者・行政で組織した「飯田市環境市民会議」を立ち上げ、行政だけでなく、市民・事業者の意見を聞きながら環境計画を推進しています。また、平成7年3月には「緑化樹木選定指針」が発刊されています。

下伊那郡天龍村では、環境基本計画を策定していません。

#### (5) 都市緑地法に基づく緑地保全計画

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年：法律第72号）第6条第1項の規定による緑地保全計画はありません。

#### (6) 景観法に基づく景観計画

調査区域には、「景観法」（平成16年：法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画はありません。

#### (7) 長野県景観条例

「長野県景観条例」（平成4年：長野県条例第22号）の概要は次頁表 2.2.2 7 に示すとおりです。

なお、調査区域には、「景観形成重点地域」に指定された区域はありません。

#### (8) 水道水源保全地区の区域の状況

長野県では、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、県民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、「長野県水環境保全条例」（平成4年：長野県条例第12号）が策定されました。

調査区域には、同条例第11条第1項の規定により指定された水道水源保全地区はありません。

#### (9) 生活排水対策重点地域の区域の状況

長野県内では、水質汚濁防止法第14条の7により生活排水対策が特に必要な地域を生活排水対策重点地域に指定しています。

なお、調査区域には生活排水対策重点地域はありません。

表 2.2.27 長野県景観条例の概要

目的	地域の特性を活かした景観の保全と創造	
責務	景観形成の責務（県・市町村・県民・事業者）	
景観形成基本計画	景観形成の基本となる計画（県知事策定） ・景観形成の基本目標 ・大規模行為に関する基本的事項 ・景観形成重点地域に関する基本的事項 ・その他必要事項	
誘導	大規模行為	大規模行為の届出・指導 ・大規模な建築物等の新築・増改築等 ・大規模な土地の形質変更・土石類の採取 ・大規模な物品の集積 ・大規模な広告物の表示・掲出
	景観形成重点地域	景観形成上特に重要な地域を指定 重点地域景観形成計画（県知事策定） 景観形成に影響のある行為の届出・指導 ・建築物等の新築・増改築等 ・土地の形質変更・土石類の採取 ・物品の集積 ・広告物の表示・掲載 既存建築物等についても指導できる
	公共事業等景観形成指針	公共事業等における景観形成の指針 ・基本的事項 ・共通指針 ・施設別指針（道路、橋梁、河川、建築物等）
	景観形成住民協定	景観形成住民協定の認定（県知事） ・住民が自ら行う景観形成活動 ・概要の公表 ・土地・建築物等の所有者等による協定
景観審議会	景観形成・屋外広告物に関する重要事項の審議	
雑則	条例施行に必要な事項は知事が定める	
罰則	罰金、両罰規定	

出典：長野県景観条例（平成4年：長野県条例第22号）

（10）主要な事業計画（開発動向）

調査区域における主要な事業計画は表 2.2.28、図 2.1.13 に示すとおりです。

調査区域では、道路事業として一般国道152号の事業が整備中です。

表 2.2.28 主要な事業計画

< 道路関連事業 >

番号	路線名		整備箇所
1	一般国道	152号	和田バイパス（飯田市南信濃）

出典：長野県経営戦略室ホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/keiei/youkyut/happyou/koukyou17.htm>



(11) 長野県廃棄物処理計画

長野県では、廃棄物の減量化目標やリサイクル目標、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの取り組みの指針を示す長野県廃棄物処理計画を策定しています。

●一般廃棄物の減量化の目標と施策



出典：長野県廃棄物処理計画の概要（長野県生活環境部廃棄物対策課）

●産業廃棄物の減量化の目標と施策

産業廃棄物の減量化の目標

産業廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクル推進のための取組みと努力の結果を明らかにするため、減量化等の目標を設定します。

現 状		減 量 化 等 目 標 (17 年 度)		国 の 目 標 (22 年 度)	
年 度	10	目 標 値	排出量 リサイクル 最終処分量	○623 万 t → H10 に対し 16%以内の増加に抑制	○排出量 排出量の増加を H9 の約 12%に抑制
総排出量(万 t)	535			○292 万 t → 47%のリサイクル	○リサイクル率 [H9]41%→[R22]47%
最終処分量(万 t)	43			○17 万 t( 排出量の 3%) → H10 に対し 60%の削減	○最終処分量 H9 の概ね半分に抑制 [H9] 66 百万 t(16%) → [R22]30 百万 t( 7%)
リサイクル量(万 t)	268				
リサイクル率	50%				

目標達成に向けた施策

減量化等の目標達成のためには、各主体が相互に協力しながら、それぞれの創意工夫のもと、果たすべき役割を継続的に実践していくことが必要です。

排出事業者が実践	県民が実践
<ul style="list-style-type: none"> <li>○排出抑制・リサイクルの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化計画策定による数値目標の設定・実行</li> </ul> </li> <li>○適正処理の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準を遵守した適正処理の確保</li> <li>・適正な委託契約とマニフェスト 使用の徹底</li> </ul> </li> <li>○処理施設の整備促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で信頼される施設整備の円滑な推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル製品の優先購入と長期使用</li> <li>○分別解体の適正処理料金の負担と適正処理の確認</li> <li>○産業廃棄物についての正確な知識の習得</li> </ul>
処理業者が実践	市町村が実践
<ul style="list-style-type: none"> <li>○排出抑制・リサイクルの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ないリサイクル技術の導入</li> </ul> </li> <li>○適正処理の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準を遵守した適正処理の確保</li> <li>・委託契約書、マニフェスト 制度の徹底</li> </ul> </li> <li>○処理施設の整備促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で信頼される施設整備の円滑な推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル製品の積極的使用</li> <li>○公共事業発注時の配慮</li> <li>○県・関係機関との連携した取組みの強化</li> <li>○処理施設に係る事業者と住民の調整及び支援</li> </ul>
	県が実践
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主管理体制の整備( 産廃処理計画策定義務を年間 500t 以上の排出事業者にまで拡大を検討等)</li> <li>○リサイクル製品の需要拡大策の検討・導入</li> <li>○規制強化対策( 収集運搬車両表示義務化の検討等)</li> <li>○優良業者の育成( 適正処理・情報公開等に関する処理業者等との協定締結等)</li> <li>○公共関与による処理施設整備の推進</li> </ul>

出典：長野県廃棄物処理計画の概要（長野県生活環境部廃棄物対策課）

(12) 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成14年5月30日に全面施行されました。概要は以下のとおりです。

本事業は、建設リサイクル法の対象建設工事であると考えられ、建設リサイクル法の適用が考えられます。

□建築物の解体等にあたっては、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

① 対象建設工事は次のとおりです。

- ・建築物の解体：80m<sup>2</sup>以上
- ・建築物の新築・増築：500m<sup>2</sup>以上
- ・建築物の修繕・模様替（リフォーム等）：1億円以上
- ・その他の工作物に関する工事（土木工事等）：500万円以上

② コンクリート、アスファルト及び木材は、現場で分別すること。

③ 分別解体に伴って生じた廃コンクリート、廃アスファルト及び廃木材は、再資源化すること。（廃木材については、再資源化が困難な場合には、焼却による縮減で足りる。）

□分別解体等及び再資源化等の実施を確保するためには、発注者や受注者の役割が明示されました。

